

2026 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 シンバイオ製薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 吉田 文紀
(コード番号: 4582)
問 合 せ 先 執 行 役 員 瀬田 智則
(TEL. 03-5472-1125)

無担保社債ファシリティ契約証書の締結及び
第 2 回無担保普通社債（私募債）の発行並びに
第三者割当による第 70 回及び第 71 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結
並びに第 58 回、第 66 回及び第 67 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 17 日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会決議において、2026 年 9 月 3 日に EVO FUND（以下「EVO FUND」、「割当予定先」又は「社債権者」といいます。）と無担保社債ファシリティ契約証書（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。また、本ファシリティ契約に基づき、2026 年 9 月 3 日に第 2 回無担保普通社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）を発行し、同社債を含めて今後も最大 5 億円の無担保普通社債（私募債）を複数回に分けて EVO FUND に対して発行する予定のため、併せてお知らせいたします。さらに、EVO FUND を割当予定先とする第 70 回及び第 71 回新株予約権（以下それぞれを「第 70 回新株予約権」及び「第 71 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行並びに本日付で、本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結した上で、金融商品取引法による届出の効力発生後に総数引受契約を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。また、当社が 2022 年 6 月 1 日に第三者割当により発行した第 58 回新株予約権（以下「第 58 回新株予約権」といいます。）の取得及び消却の実施並びに 2025 年 8 月 12 日に第三者割当により発行した第 66 回及び第 67 回新株予約権（以下それぞれを「第 66 回新株予約権」及び「第 67 回新株予約権」といいます。）の取得及び消却の実施についても決議しましたので、併せてお知らせいたします。

当社は、2019 年 9 月、ブリンシドホビル（BCV）のグローバルライセンスを取得し、米国で実施した造血幹細胞移植後のアデノウイルス（AdV）感染症を対象とした第Ⅱ相臨床試験において、注射剤ブリンシドホビル（IV BCV）の抗ウイルス活性に関する POC（Proof of Concept）を確立しました。その試験結果に基づいて、グローバル第Ⅲ相臨床試験を開始しました。2026 年 3 月に最初の患者登録を達成した本試験は、米国及び欧州を中心とした計 80 施設で 180 例の患者登録を計画しており、EU での新薬承認申請は 2028 年下半年を予定しています。

また、BCV の JC ウイルス抑制効果に着目して、JC ウイルスが脳に重篤な進行性多巣性白質脳症（PML）という脱髄疾患を引き起こすことが知られていることを踏まえ、2026 年 2 月より、米国国立衛生研究所（NIH）主導で PML に対する第Ⅱ相臨床試験を NIH 臨床センターで開始しており、症例解析が着実に進んでおります。

なお、BCV の高い抗腫瘍効果を踏まえて、実施した NK/T 細胞リンパ腫患者を対象とした国際共同第Ⅰb 相臨床試験については、経営資源の集中のために一時停止しております。

本資金調達は、2028 年度新薬承認申請に向けて、これらの臨床試験をはじめとする BCV の開発を着実に実行すべく、その約 3 年間に必要な資金を確保するため、割当予定先との戦略的財務パートナーシップに基づき、今後の資金調達をあらかじめプログラムとして設計しているもので、主に AdV のグローバル第Ⅲ相臨床試験並びに PML 第Ⅱ相臨床試験等に充当する予定です。

当社の吉田文紀社長兼 CEO は、次のように述べています。「本資金調達により、小児の患者さんが多く極め

て致死率が高いにもかかわらず、未だ有効な治療法がない造血幹細胞移植後の AdV 感染治療のため、一日も早い新薬承認を目指します。また、NIH 主導で難治性疾患であり、新たな治療薬が切望されている PML の新薬承認に向けた IV BCV の試験も進めており、これらの達成は事業を再度黒字化するために必要な財務基盤となるものです。」

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 2 日
(2) 発行新株予約権数	960,000 個 第 70 回新株予約権：480,000 個 第 71 回新株予約権：480,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 2,880,000 円 第 70 回新株予約権 1 個当たり 4 円 第 71 回新株予約権 1 個当たり 2 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	96,000,000 株(新株予約権 1 個につき 100 株) 第 70 回新株予約権：48,000,000 株 第 71 回新株予約権：48,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも 36 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 96,000,000 株であります。
(5) 調 達 資 金 の 額	6,768,880,000 円(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、71 円 (1) 本新株予約権の行使価額は、割当日の 2 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後（当日を含みます。）に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、当該価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定日に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。) 及び②当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正を行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 本項第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が制限超過行使(下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1)資金調達方法の概要 <本新株予約権> ③制限超過行使条項」に定義します。以下同じです。)に該当する場合であって、本項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年8月17日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。)(以下「発行決議日終値」といいます。))を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2026年9月3日から2029年9月3日まで
(9) その他	(1) 当社は、本日付で、割当予定先との間で、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1)資金調達方法の概要 <本新株予約権> ①第70回新株予約権における行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、同「⑧当社による第71回新株予約権の行使開始指示」に記載する当社による行使開始指示の翌取引日以降の当社が指定した日まで割当予定先が第71回新株予約権を行使できないこと及び割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先との間で、総数引受契約を締結する予定です。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。))の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。))又は本新株予約権者の関係会社へ通知することにより(但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。))で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	(3) 当社は、2029 年 9 月 3 日に、第 70 回新株予約権 1 個当たり 4 円及び第 71 回新株予約権 1 個当たり 2 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。
--	---

（注） 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

※第 70 回新株予約権の特徴

＜コミット・イシュー＞

当社が第70回新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（48,000,000株）をあらかじめ定め、割当予定先は、原則として、第70回新株予約権について設定された全部コミット期間（以下に定義します。）中に、第70回新株予約権の全てを行使する設計です（以下「全部コミット」といいます。）。また、それに加えて、割当予定先は、原則として、中間コミット期間（以下に定義します。）内に第70回新株予約権240,000個の行使をすることとされております（以下「中間コミット」といいます。）。

「全部コミット期間」とは、原則として、2026 年 9 月 3 日から 2027 年 9 月 3 日（当日を含みます。）までの期間をいいます。また、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、当該事由が発生する度に全部コミット期間は 1 取引日ずつ延長され、コミット期間延長事由が全部コミット期間に 20 回を超えて発生した場合、当社が停止指定（下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 （1）資金調達方法の概要 ＜本新株予約権＞ ④行使停止指定条項」に定義します。以下同じです。）に係る通知を行った場合又は当社が第 70 回新株予約権取得に係る通知を行った場合、全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、全部コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数（但し、制限超過行使に係る制限に服します。）の本新株予約権を行使することができます。

「中間コミット期間」とは、原則として、2026 年 9 月 3 日から 2027 年 3 月 3 日（当日を含みます。）までの期間をいいます。また、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、当該事由が発生する度に中間コミット期間は 1 取引日ずつ延長され、コミット期間延長事由が中間コミット期間に 10 回を超えて発生した場合、当社が停止指定に係る通知を行った場合又は当社が第 70 回新株予約権取得に係る通知を行った場合、中間コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、中間コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数（但し、制限超過行使に係る制限に服します。）の本新株予約権を行使することができます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	第 70 回新株予約権
発 行 数	480,000 個
発 行 価 額 の 総 額	1,920,000 円
行 使 価 額 の 総 額	3,408,000,000 円 (注)
行 使 価 額	修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%
全 部 コ ミ ッ ト	原則として 2026 年 9 月 3 日から 2027 年 9 月 3 日までの期間において第 70 回新株予約権 480,000 個全ての行使をコミット
中 間 コ ミ ッ ト	原則として 2026 年 9 月 3 日から 2027 年 3 月 3 日までの期間において第 70 回新株予約権 240,000 個の行使をコミット
下 限 行 使 価 額	36 円 (発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての第70回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第70回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

＜当社の事業目的、経営戦略＞

当社は、元米国アムジェン社(注1)本社副社長で、同社の日本法人であるアムジェン株式会社の創業期から約12年間、社長を務めた吉田文紀が、2005年3月に設立した医薬品企業です。

経営理念として「共創・共生」(共に創り、共に生きる)を掲げ、患者さんを中心に、医師、科学者、行政、資本提供者が協力してアンメット・メディカル・ニーズ(Unmet Medical Needs)(注2)に応えることにより、社会的責任及び経営責任を果たすことを事業目的としています。

(注1) バイオ医薬品業界最大手。1980年、米国カリフォルニア州サウザンド・オークスにおいて、AMGen (Applied Molecular Genetics Inc.) として設立。日本においては、1993年5月にアムジェン株式会社として業務を開始しました。

(注2) アンメット・メディカル・ニーズ(Unmet Medical Needs) とは、未だ満たされない医療上の必要性を意味し、患者さんや医師から強く望まれているにもかかわらず有効な既存薬や治療がない状態を指します。

がん及び血液領域における希少疾病分野(注3)の研究開発の多くは、欧米を中心に、大手製薬企業よりも、むしろ多くの大学・研究所、バイオベンチャー企業により創薬研究・新薬開発が活発に行われ、海外では既に数々の有用な新薬が医療の現場に提供されています。しかし、これらの分野は高度な専門性が求められることから、開発の難度が高く、また大手の製薬企業が事業効率の面、採算面で着手しにくいいため、日本をはじめ世界各国において開発に着手されずに残る空白の治療領域となっています。当社は、医療上のニーズが極めて高いものの、新薬の開発が遅れている空白の治療領域にビジネスチャンスがあると考え、特に、高い専門性が求められ、難度が高いために参入障壁の高いがん及び血液領域を中心に事業を展開する日本初のスペシャリティ・ファーマ(注4)です。当社が開発対象とするのは大型新薬(いわゆる売上高が1,000億円を超える「ブロックバスター」)ではなく、マーケットは小規模でも医療ニーズの高い、希少疾病分野を中心とした新薬です。そのような医薬品及び新薬候補品を数多く

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

保有して強固なパイプライン・ポートフォリオを構築し、高付加価値かつ高収益な事業を持続的に推進することを目指しています。

当社の企業使命は、空白の治療領域の中で苦しみ、有効な新薬を切望されている患者さんに治療薬を短期間で開発し、迅速にお届けすることを最優先に考え、医療への貢献、そして医薬品業界の健全な発展に寄与することにあります。

(注3) 希少疾病分野とは、患者数が少ない疾病分野のことで、この分野に対する医薬品は希少疾病用医薬品 (Orphan Drug : オーファンドラッグ) と呼ばれます。厚生労働省はオーファンドラッグ制度を設定し、我が国において患者数が5万人未満の重篤な疾病であること、医療上特にその必要性が高いこと等をその指定の基準としています。当該指定を受けると、申請から承認までの期間が短縮され、再審査期間が最長10年になる等の優遇措置があります。

(注4) スペシャリティ・ファーマとは、得意分野において国際的にも一定の評価を得る研究開発力を有する新薬開発企業をいいます (2007年「新医薬品産業ビジョン」(厚生労働省)の定義による)。

新薬の開発は長期間にわたり膨大な先行投資を強いられるものの、その研究開発の成功確率は極めて低いことが創薬系事業の特徴です。一般に、研究所において何らかの生物・生理活性(注5)が認められた化合物が新薬として承認に至る確率は、2万3千分の1といわれます。また、日本の薬価制度は2018年に抜本的に見直され、薬価引き下げが毎年実施されるようになったこともあり、承認された新薬の収益性を長期的に維持することが厳しくなっています。当社は、このような創薬系事業の難しさを踏まえた事業モデルを構築しています。

当社では、開発に係るさまざまなリスクと費用を軽減するとともに、開発候補品の臨床試験を迅速・確実に進め、開始から承認取得までの期間を短縮するために、主として既にヒトでPOC (Proof of Concept) (注6)が確立され、前臨床試験データと臨床試験データが存在する化合物を対象としています。これらの化合物は当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用して探索され、経験を有した社内の専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを行います。その後、科学的諮問委員会 (Scientific Advisory Board : 以下「SAB」といいます。) (注7)において、第一線で関連分野における治療の研究に携わる経験豊かな社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定します。

当社は、こうした社内外の専門家による「目利き」のプロセスを経て、がん及び血液領域を中心として、製薬企業、バイオベンチャー企業等から主にヒトでPOCが確立された開発品の日本及びアジア諸国、さらには欧米を含むグローバルの開発・製造・販売権を継続的に確保することにより、持続性のある事業を展開しています。「目利き」の力に加え、開発の成功確率が高く、事業性のある、魅力的な開発候補品を導入するためには、がん及び血液という開発の難度が高い治療領域における当社の開発力について、開発候補品の提供者であるライセンサーから高い評価を得ることも導入の成否を決める重要なポイントとなります。そのためには、①適切な治験計画の策定、②治療対象となる適切な治験患者の選定、③その領域における医学専門家と公正な関係を維持・構築できる、専門性の高い優秀な開発スタッフが必要となります。これらの総和が開発力となり、開発を着実に、かつ迅速に実行することが可能となります。抗がん剤 SyB L-0501 (製品名 : トレアキシン®) 開発の実績として、がん及び血液分野で実績のある大手製薬企業の開発部門で経験を積んだ人材を中心に構築された当社の開発チームが、2005年のライセンス導入から2009年の承認申請までをわずか4年間という短期間で達成し、ライセンサー、パートナー企業、導入候補先企業から高い評価を得て、その後の当社の導入候補品検討数の増加及び複

ご注意 : この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

数パイプラインの導入に繋がりました。

なお、開発については、基本的な開発戦略の中核となる臨床試験のデザイン、海外の試験との連携、医学専門家との調整等は当社が主体となって手掛け、定型的な開発業務は、外部資源である CRO (Contract Research Organization : 受託臨床試験実施機関) (注 8)へ業務委託し、製造についてはライセンス供給元又は当社が信頼する国内外の製薬企業へ業務委託を行います。

トレアキシン® (注 9) 販売については、がん及び血液領域に精通した自社 MR (Medical Representative) (注 10)を中核とした全国営業体制の構築と、流通及び物流機能の整備を推進するとともに、営業戦略・企画の策定及び市場調査を行うマーケティング体制を強化することによって、関係治療領域における KOL (Key Opinion Leader) (注 11)との良好な関係を構築し、的確な医療ニーズの把握と市場調査を行い、各種データ及びノウハウの蓄積を図る体制を整え、2020 年 12 月の契約満了時に予定どおり自社販売体制へ移行しました。

(注 5) 生理活性とは、化学物質が生体の特定の生理的調節機能に対して作用する性質のことです。この生理活性の作用を持つ化学物質を疾病治療に応用したものが医薬品となります。

(注 6) POC (Proof of Concept) とは、新薬候補物質の有効性や安全性を臨床で確認し、そのコンセプトの妥当性を検証することを意味します。

(注 7) 科学的諮問委員会 (SAB : Scientific Advisory Board) とは、世界中から集まる膨大な新薬候補を元に、医療ニーズの高さや収益性等リスクバランスのとれたポートフォリオを、それぞれの専門の立場から意見や提言を交え徹底的に議論した上で、パイプライン戦略を構築する、当社の重要な評価機関です。当社では、SAB を年 2～3 回開催し、世界中から優れた実績と経験をもつ臨床医・基礎科学者の方々に、当社の創薬研究及び新薬開発のアドバイザーとして参画いただいています。

(注 8) CRO (Contract Research Organization) とは、製薬企業が、自社で実施する開発業務を遅滞なく進めるために、一部の業務について委託を行う機関です。委託業務の内容としては、治験が実施計画書どおりに遂行されているかをモニタリングするモニター業務や、臨床データを管理するデータ管理業務等があります。

(注 9) トレアキシン® (開発コード : SyB L-0501、一般名 : ベンダムスチン塩酸塩又はベンダムスチン塩酸塩水和物)

(注 10) MR (Medical Representative) とは、自社医薬品に関する情報の専門家として医療機関を訪問し、医療関係者と面談することにより、医薬品の品質・有効性・安全性等に関する情報の提供・収集・伝達を主な業務とする医療情報担当者をいいます。

(注 11) KOL (Key Opinion Leader) とは、担当領域の治療において他の医師に影響力を持つ医師のことをいいます。

当社は、上記の事業を成功させるために、主に以下の 5 つの事業戦略を展開しています。

(a) ポスト POC 戦略による開発リスクの軽減

当社の導入候補品(注 12)は、主として既にヒトで POC が確認されていることを原則としています。したがって、臨床開発ステージが比較の後期段階にある候補品か、既に海外で上市されている製品が対象となります。これらの導入候補品は海外で先行して開発が行われており、新薬としてヒトでの有効性・安全性が確認されていることから、開発リスクを軽減でき、また、先行している海外の治験データを活用することにより、日本を含め世界各国における開発期間を短縮するとともに開発コストを低減し、成功確率を高めることが可能となります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注 12) 導入候補品とは、当社の開発候補品として他社より開発権等の権利取得を検討している化合物を指します。

(b) 高度な探索及び評価能力による優れたパイプラインの構築

当社の新薬サーチエンジンは、製薬企業及びバイオベンチャー企業等との多様なネットワークによって構築され、膨大な化合物の中から、社内の専門家による厳正な評価を経て、有望な導入候補品が抽出されます。これらの導入候補品はさらに、第一線で研究に携わる経験豊かな専門家により構成される SAB に諮られ、そのアドバイスと評価を受けた上で導入候補品を決定しています。この開発品導入決定までの高度なスクリーニングプロセスは、既に海外において有効性・安全性が確認された開発品を導入するポスト POC 戦略と相まって開発リスクの軽減と開発期間の短縮につながることであり、また、候補品が医療の現場において求められるものかどうかの医療ニーズの充足度に対する理解、及び上市後の収益予測の精度向上に貢献しています。

(c) ラボレス・ファブレス戦略(注 13)による固定費抑制

当社は、一切の研究設備や生産設備を保有していません。研究設備・生産設備はともに固定費発生源の代表格ですが、当社はこれらを保有せずに、開発候補品の探索及び導入後は、開発品の開発戦略策定と実行等の付加価値の高い業務に専念し、その他に必要とされる定型的な開発業務は外注しています。これにより低コストの医薬品開発を実現するとともに、財務戦略の機動性を確保しています。

(注 13) ラボレス・ファブレス戦略とは、ラボラトリー（laboratory：実験室や研究所）とファブ（fabrication facility：工場）をレス（less：持たない）することを意味します。これにより、研究設備・生産設備や人員を調達・保有するリスクを回避し、限られた経営資源を企画・開発、デザイン・マーケティング等高付加価値分野に特化・集中する戦略です。

(d) ブルーオーシャン戦略(注 14)による高い事業効率の実現

海外で標準治療薬として使用されている製品が日本では使用できない、又は海外で新薬として承認された製品が5年近くも遅れて日本で承認される、いわゆるドラッグ・ラグの問題が深刻化しており、がん患者難民という言葉も生まれています。このドラッグ・ラグは、当社の戦略的開発領域である難治性のがん及び血液疾患領域で特に目立っています。特に抗がん剤の市場自体は大きく、また高齢化に伴い現在も拡大傾向にあるものの、抗がん剤の対象疾患は多岐にわたり、がん腫により細分化されているため、各々のがん腫でみると対象患者数が少ない治療領域が数多く存在します。これらの領域での新薬の開発には、極めて高い専門性が求められ、開発の難度が高い半面、大手の製薬企業では採算性等の問題から開発に着手しにくいことがその理由の一つといわれています。しかし、ひとたび、そうした領域において新薬の承認を取得し上市できれば、競合が少ないため、これらの領域で適応拡大・新製品上市を着実に積み上げていくことで、高成長・高収益を実現できるものと考えています。

(注 14) ブルーオーシャン戦略とは、競合との熾烈な競争により限られたパイを奪い合う市場（レッドオーシャン）を避け、市場を再定義し、競合のいない未開拓な市場（ブルーオーシャン）を創造することで、顧客に高付加価値を与えつつ利潤の最大化を目指す戦略です。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(e) アジアからグローバル展開へ

当社はこれまで日本を中心としたアジア各国を対象に事業を展開してまいりました。しかしながら、日本の医療を取り巻く環境が大きく変わっていくなか、アジアに留まっていたのでは大きな発展は望めません。そのため、グローバルな展開を視野に入れた開発候補品の探索及び評価を実施しています。2019年9月にはキメリックス社（Chimerix, Inc. 本社：米国ノースカロライナ州）との間でプリンシドホビルに関する独占的グローバルライセンス契約を締結し、当社は天然痘疾患を除く全ての疾患を対象とした世界全域における開発・販売に加えて製造を含む独占的権利を取得しております。なお、2022年9月、キメリックス社はエマージェント・バイオソリューションズ社（本社：米国メリーランド州）へのBCVに関する権利の譲渡手続の完了を発表しましたが、当社のBCVに関する天然痘等オルソポックスウイルスを除く全ての適応症を対象とした全世界での独占的開発・製造・販売権については、影響はありません。

プリンシドホビルの事業展開については、dsDNAウイルス(注15)に対する広範な活性を有することから、国内及び海外の専門領域の有力な研究施設と共同研究を進めており、研究成果である科学的知見を基にグローバルの臨床試験を検討、実施してまいります。

(注15) dsDNAウイルス：CMV（サイトメガロウイルス）、EBV（エプスタイン・バーウイルス）等のヘルペスウイルスや、AdV（アデノウイルス）、BKV（BKウイルス）、HPV（パピローマウイルス）及び天然痘ウイルスやエムポックスウイルス等。

<当社グループのパイプラインの進捗状況>

当社グループは、現在開発中のパイプラインとしてSyB V-1901、SyB L-1701及びSyB L-1702を有しています。今後も開発候補品を継続的に導入することにより、パイプラインの一層の拡充及びリスク・リターンのバランスのとれたパイプライン・ポートフォリオを構築してまいります。

開発品	適応症	前臨床試験	第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認
SyB V-1901 注射剤 プリンシドホビル	造血幹細胞移植後 アデノウイルス感染症				グローバル 第Ⅲ相臨床試験		
	進行性多巣性白質脳症（PML）				第Ⅱ相臨床試験		
	造血幹細胞移植後 サイトメガロウイルス感染症				第Ⅱ相臨床試験		
	NK/T細胞リンパ腫				第1b相臨床試験		
	腎移植後BKウイルス感染症						
	悪性脳腫瘍（膠芽腫）				前臨床試験		
	頭頸部がん				前臨床試験		
	多発性硬化症（MS）				前臨床試験		
SyB L-1701 RTD液剤	全適応症 （再発・難治性DLBCL除く）					2020年9月承認済	
	再発・難治性DLBCL					2021年4月承認済	
SyB L-1702 RI投与	全適応症					2022年2月承認済	

① SyB V-1901（一般名：brincidofovir<プリンシドホビル>「BCV」）

2025年10月6日付で厚生労働省より医薬品一般の名称（JAN：Japanese Accepted Names for Pharmaceuticals）の決定通知がありましたので、brincidofovirの日本語名を「プリンシドフォビル」より「プリンシドホビル」に改めました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

移植後ウイルス感染症領域

・**アデノウイルス感染症**：造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を対象とする IV BCV の臨床試験については、第Ⅱ相臨床試験で POC を達成したあと、グローバル第Ⅲ相臨床試験において、2026 年 3 月に米国で最初の患者登録を達成、7 月時点で計画を上回る 22 症例となり、対象の各国・地域で、現在症例集積が順調に進んでおります。本試験は、米国及び欧州を中心とした計 80 施設で 180 例の患者登録を計画しており、EU での新薬承認申請は 2028 年下半年を予定しています。本開発プログラムは、既に日欧で希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）の指定、欧州ではさらに小児調査計画（PIP）の承認、米国ではファストトラックの指定を受けております。2026 年 5 月には、IV BCV の用途特許が欧州で成立し、日米欧での用途特許が確保できたため、これらの制度的優遇措置を組み合わせることで強固な知的財産ポートフォリオを構築し、IV BCV の事業価値を中長期的に最大化する体制が整いました。

・**サイトメガロウイルス感染症**：免疫不全患者のサイトメガロウイルス感染症を対象とした第Ⅱ相臨床試験を米国で実施いたしました。本試験結果は、2026 年 2 月に米国ユタ州で開催された Tandem Meetings において、Late-Breaking Abstract（最新の重要演題）として口頭発表されました。複数の前治療歴を有する患者において、CMV 血症の減少効果及び良好な忍容性（副作用への耐性）が示され、治療選択肢が限られる CMV 感染患者に対する新たな治療選択肢となる可能性が示されました。なお、2016 年 4 月に欧州委員会よりサイトメガロウイルス感染症の予防についてオーファンドラッグ指定を受けています。

血液がん・固形がん領域

BCV は高い抗ウイルス作用に加え、抗腫瘍効果も確認されており、がん領域における臨床試験を実施しています。また、各国の研究機関との共同研究等を通じて、血液がん・固形がん領域における新規適応症の探索も行っています。

・**悪性脳腫瘍（膠芽腫）**：2021 年からカリフォルニア大学サンフランシスコ校脳腫瘍センターと、BCV の脳腫瘍に対する抗腫瘍効果に関する共同研究を実施しています。研究成果は複数の国際学会で発表され、現在、臨床試験について、この領域における Key Opinion Leaders と検討を継続中です。

・**EB ウイルス関連胃がん**：BCV と免疫チェックポイント阻害薬の併用療法が EB ウイルス関連胃がんの新たな治療選択肢となる可能性を示す前臨床試験結果を、2026 年 6 月に開催された ASCO（米国臨床腫瘍学会）で発表しました。

・**頭頸部がん**：BCV の頭頸部がんに対する治療効果について、免疫チェックポイント阻害剤（抗ヒト PD-1 抗体）との顕著な併用効果を含む前臨床試験の結果を、2025 年 10 月 20 日、欧州臨床腫瘍学会（ESMO Congress 2025、ドイツ・ベルリン）で発表しました。

以上の 3 つの固形がんについて、内外の有力な機関と連携して臨床試験実施の検討を進めております。また、今後の開発促進のために、他の製薬企業との連携も探っていきます。

・**悪性リンパ腫**：現在一時停止している悪性リンパ腫患者を対象とした国際共同第Ⅰb 相臨床試験は、1 例の再発難治性悪性リンパ腫患者において部分奏効（PR、腫瘍の縮小を表す一指標）が確認され、動物試験で確認された本剤が持つ抗がん活性がヒトでも示唆される結果となりました。本試験を通じて、IV BCV のオンコロジーにおける開発にとって有益な知見が得られたものと考えており、対象がん腫を含む今後の開発方針について検討を続けてまいります。

なお、前臨床試験では、シンガポール国立がんセンターと EB ウイルス陽性リンパ腫に対する BCV の抗腫瘍効果及びそのメカニズムの探索に関する共同研究を実施しています。2026 年 2 月に悪性リンパ腫に対する BCV の抗腫瘍効果・作用機序・感受性バイオマーカーに関する研究成果が BMC Medicine 誌に掲載されました。これらの研究成果に基づき、2026 年 3 月に IV BCV の悪性リンパ腫に関する用途特許が日本国特許庁で登録されました。なお、本件に関しては既に PCT 出願を 2023 年

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

8月に行っており、今後もグローバルにおける IV BCV の知的財産ポートフォリオの拡充を進めてまいります。

・**EB ウイルス関連リンパ増殖性疾患 (PTLD)**：米国国立衛生研究所 (NIH) 傘下の米国国立アレルギー・感染症研究所 (NIAID) と移植後リンパ増殖性疾患 (PTLD) を対象に 2023 年に締結した共同研究開発協定 (CRADA) を 3 年間延長しました。ヒト化マウスを用いて EB ウイルスの再活性化を伴った動物モデルの作製に成功したことにより、今後の共同研究は本動物モデルを活用して BCV の治療効果を検証し、臨床試験の開始に向け、知見を蓄積することを目的としております。

脳神経変性疾患領域

近年、複数のウイルス感染が脳神経変性疾患のリスク因子であることが示されています。中でも、ウイルス性脳炎の既往はアルツハイマー病と強い関連を示し、EB ウイルスは多発性硬化症 (MS) との関連が確認されています。培養細胞を用いた前臨床試験で BCV がこれらのウイルスを抑制することが示されているため、当社グループはウイルス関連の脳神経変性疾患領域を BCV 開発の第 3 の柱と位置づけています。

2026 年 2 月より、NIH 主導で進行性多巣性白質脳症 (PML) に対する第 II 相臨床試験を NIH 臨床センターで実施しております。以下疾患毎に最近の進捗について記述します。

・**PML**：ポリオマウイルスである JC ウイルス (JCV) は、二本鎖 DNA ウイルス (dsDNA ウイルス) の中でも、脳に重篤な PML という脱髄疾患を引き起こすことが知られています。既存の抗ウイルス薬では効果がほとんど見られないため、有効な治療薬の開発が待望されています。2026 年 2 月に、米国国立衛生研究所 (NIH) 内の米国国立神経疾患・脳卒中研究所 (NINDS) との間で CRADA を締結しました。この契約に基づき、IV BCV を用いて JCV が活性化して起こる希少疾患である PML を対象とした臨床試験を NIH 臨床センターで開始し、症例解析が着実に進んでおります。また、アカデミアとの共同研究による前臨床試験から得られた研究成果を基に特許出願を行うとともに、ライセンス契約を締結することで、本疾患領域における今後の開発及び事業化を独占的に進めてまいります。

・**MS**：難病である多発性硬化症は、近年、体内のリンパ球に潜伏する EB ウイルスの再活性化が主たる発症原因のひとつである可能性が示されています。BCV は他の抗ウイルス薬に比べ、EB ウイルスに対して高い抗ウイルス活性を有することから、2023 年 3 月に NINDS と CRADA を締結し、EB ウイルスを標的とした新規治療法の開発に向けた共同研究を開始しました。本共同研究により、BCV が低用量で EB ウイルスの活性を顕著に抑制すること、また多発性硬化症患者由来の細胞を用いた実験では、EB ウイルスが潜伏する B 細胞リンパ球のみを選択的に標的とすることが確認されました。これらの成果は 2026 年 1 月に Journal of Clinical Investigation 誌に掲載されており、従来の B 細胞リンパ球の除去を目的とした治療方法とは異なる画期的な多発性硬化症治療法の開発につながる可能性を強く示唆しています。2026 年 3 月には、CRADA を 3 年間延長しており、ヒトへの適応につなげることを視野に研究を進めてまいります。なお、CRADA に基づく研究の成果として得られた発明に関して申請済みの特許について、当社と米国保健福祉省との間において、当社に対する独占的ライセンスの付与に係るライセンス契約の交渉が最終段階に入っております。当該ライセンス契約は、上記申請済みの特許に基づく新規治療法が将来的に実用化された場合に、当社が当該特許を独占的に利用することを可能とするものです。このため、2026 年 12 月期の連結業績見通しへの影響はありません。当該ライセンス契約が締結された場合には、速やかに公表いたします。

・**アルツハイマー型認知症**：dsDNA ウイルスの中には単純ヘルペスウイルス 1 型 (HSV-1) をはじめ水痘・帯状疱疹ウイルス (VZV) 等、脳神経組織への指向性を有するウイルスが存在します。これらのウイルスが潜伏感染からの再活性化を通じて、アルツハイマー型認知症を含む様々な脳神経疾患の発症に関与している可能性が近年示唆されています。当社グループは、米国タフツ大学との共同研究による知見に基づいて、アルツハイマー型認知症及び軽度認知障害 (MCI) に対する BCV の

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

開発を進めてまいります。また、アカデミアとの共同研究による前臨床試験から得られた研究成果を基に特許出願を行うとともに、ライセンス契約を締結することで、本疾患領域における今後の開発及び事業化を独占的に進めてまいります。

2022年9月、キメリックス社はエマージェント・バイオソリューションズ社（本社：米国メリーランド州）へのBCVに関する権利の譲渡手続の完了を発表しましたが、当社の取得したBCVに関する、天然痘・エムボックスを含むオルソボックスウイルスの疾患を除いた全ての適応症を対象とした、全世界での独占的開発・製造・販売権に対する影響はありません。

2024年3月には、当社の子会社であるシンバイオファーマアイルランド（SymBio Pharma Ireland Limited、アイルランド ダブリン）の設立に伴い、エマージェント・バイオソリューションズ社から、EU（欧州連合）における免疫不全患者におけるアデノウイルス感染症とサイトメガロウイルス感染症予防に対するオーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）指定が移管されました。

- ② 抗がん剤 SyB L-1701（RTD製剤） / SyB L-1702（RI投与）（一般名：ベンダムスチン塩酸塩水和物、製品名：トレアキシン®）

東京大学や京都大学との共同研究等に積極的に取り組んできましたが、現時点では、研究リソースはBCV研究に比重を移しております。

- ③ 抗がん剤 SyB L-1101（注射剤） / SyB C-1101（経口剤）（一般名：リゴセルチブナトリウム）

米国ペンシルベニア州に本社を置くオンコノバ・セラピューティクス社（現トラウスファーマ社、以下「オンコノバ社」といいます。）から導入したリゴセルチブについては、2025年4月でライセンス契約を終了しました。

IVDの事業化

IVD（体外診断用医薬品）の事業化については、2025年10月に日鉄ケミカル&マテリアル株式会社（以下「日鉄 C&M 社」といいます。）と取得した「高感度かつ簡便なイムノアッセイ法、及びその装置」に関する共同出願特許を基にした超高感度（ピコレベル）の測定システムの早期商業化に取り組んでいます。2026年5月には、同システムの基盤となるナノコンポジット粒子の供給に関しては日鉄 C&M 社と、超高感度検査キットの製造については株式会社ニッポンジーンとの間で安定的なサプライチェーンを確立しました。IVDにおける既存測定技術はナノモル（nM）レベルの壁に阻まれており、感度及び精度の制約により IVD 事業の成長性が限定的となっています。当社の独自技術である「ピコモル（pM）高感度エンジン」は、現場で既存技術の1,000倍の超高感度・定量化ができ、ウイルスを迅速に検出できるという測定ニーズに応えるものであり、「空白の診断領域」を埋める技術基盤となるものです。このシステムにより、患者のベッドサイドを含むさまざまな測定場所において検査結果を即座に医療機関と共有することが可能となります。緊急時を含め、疾患の早期の検査・診断から、治療方針の決定、その後の経過観察まで、幅広い医療の過程で活用が期待されます。また、本検査システムの応用範囲は医療分野に限らず、農業における病害検査、畜産業における感染症検査、食品産業における安全性検査等、非医療分野においてもさまざまな展開が可能となります。そのため、現在実績をもつ専門性の高い企業との事業提携を基本戦略としており、現在、交渉を行っています。

これらのパイプライン進捗を実現するために、長期的に多額な費用が必要となる研究開発投資には、戦略的なパートナーシップの構築や長期資金の調達等の手段を適時適切に選択することが必要となりますが、直近の外部環境は、地政学的リスクや政治経済の状況変化の影響を受けて、金融マーケットの不透明さが大きく増しています。そのため、今般資金調達を行うことが予定通り進捗している臨床試験の継続を確実なものとし、最

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

最終的に商業化を達成することにより、経営戦略で目指す真のグローバル・スペシャリティファーマ実現の蓋然性を高め、企業価値向上に資するものと考えています。また、資金調達方法についても、必要となるアデノウイルス感染症を適応症とする第Ⅲ相臨床試験及び進行性多巣性白質脳症（PML）を適応症とする第Ⅱ相臨床試験の全期間分の開発費用を確保できるよう、前もって確定することにより、BCV に関する複数の適応症の開発をより計画的に実行することで、企業価値向上を出来る限り早く実現することが可能であると判断いたしました。資金調達は準備に時間を要するため、各パイプラインの開発途中に資金が不足した場合、必要なタイミングで必要額を得ることができないリスクをできる限り軽減したいと考えております。

当社の抗悪性腫瘍薬トレアキシン®は、後発医薬品の参入により業績が継続的に悪化しており、2026年12月期中間期の業績は、売上高は469百万円、親会社株主に帰属する中間純損失は3,619百万円、営業活動によるキャッシュ・フロー△2,474百万円となりました。開発資金を確保し、臨床試験を継続するために外部資金の導入が不可欠な状況になっております。

2024年12月に締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による新株予約権付社債の発行により調達した約17億円は、造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を適応症とする第Ⅲ相臨床試験（約9億3千万円）並びにNK/T細胞リンパ腫患者を対象とした国際共同第Ⅰb相臨床試験（約7億7千万円）に係る2025年1月～2025年10月の直接及び間接経費に充当いたしました。

2025年8月に締結した新株予約権（行使価額修正条項付）買取契約に基づく第三者割当による新株予約権の発行及び無担保普通社債買取契約に基づく無担保普通社債の発行により2026年7月までに調達した約27億5千万円を、引き続きアデノウイルス感染症を適応症とする第Ⅲ相臨床試験（約25億6千万円）並びにNK/T細胞リンパ腫患者を対象とした国際共同第Ⅰb相及び第Ⅱ相臨床試験（約1億9千万円）の直接及び間接経費に充当しております。一方で、承認申請に至る最終フェーズである第Ⅲ相臨床試験の進捗とともに事業価値の向上と行使価格の上昇により、資金調達量は増えることを想定しておりましたが、株価の下落基調が継続し下限行使価額を下回っており、資金調達が困難な状況となっております。このような状況下におきまして、造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を対象とする第Ⅲ相臨床試験は、2026年3月に米国で最初の患者登録を達成し、現在症例集積が順調に進んでおります。本試験は、米国及び欧州を中心とした計80施設で180例の患者登録を計画し、EUでの新薬承認申請は2028年下半期を予定しており、継続的な資金の確保が必要不可欠となっております。

本資金調達により調達予定の約74億円は、引き続き、造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を適応症とする第Ⅲ相臨床試験並びに米国NIH主導による進行性多巣性白質脳症（PML）を適応症とする第Ⅱ相臨床試験の終了時期である2028年3月までの直接及び間接経費に充当する予定です。なお、進行性多巣性白質脳症（PML）を適応症とする第Ⅱ相臨床試験につきましては、2026年2月に米国NIHとの共同研究開発契約（CRADA）を締結し、2026年6月に患者登録を開始し、症例集積が着実に進んでいます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

当社は、2025年8月に発行した第65回乃至第67回新株予約権による資金調達を進め、2026年2月に第65回新株予約権の行使が完了しましたが、その後、当社の株価が当初の想定を下回る水準で推移し、また2026年5月に入り当社株価が第66回及び第67回新株予約権の下限行使価額である84円近辺の水準まで推移したことにより、新株予約権行使がなされず資金調達が進まない状態に陥っておりました。そうした状況のなかで、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(4)他の資金調達方法」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の「メリット」及び「デメリット」を総合的に勘案した

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権及び本社債の発行による資金調達を採用することといたしました。本スキームの特徴として、本新株予約権の発行と並行して、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を早期に調達し、本新株予約権の行使による払込代金により、資本調達及び社債の償還を行う仕組みとなっております。本新株予約権、本ファシリティ契約の締結及び本社債の発行の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本買取契約を締結する予定ですが、同契約に記載される内容を含め、本新株予約権の特徴は以下のとおりです。

① 第70回新株予約権における行使コミット条項

<全部コミット条項>

割当予定先は、本買取契約において、原則として全部コミット期間中に、割当予定先が保有する第70回新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、第70回新株予約権に係る全部コミット期間中のいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある第70回新株予約権の下限行使価額の100%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）とします。）、又は⑤①から④の他、割当予定先の事情に起因する場合を除き、何らかの理由で第70回新株予約権の行使ができない場合（以下、上記①から⑤の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第70回新株予約権に係る全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は、合計20回（20取引日）を上限とします。）。なお、上記の延長は、1取引日につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<全部コミット条項の消滅>

第70回新株予約権に係る全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が、20回を超えて発生した場合、当社が停止指定に係る通知を行った場合、又は当社が第70回新株予約権取得に係る通知を行った場合、第70回新株予約権に係る全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、全部コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

<中間コミット条項>

割当予定先は、本買取契約において、原則として中間コミット期間中に、割当予定先が保有する第70回新株予約権の半数を行使することを約します。なお、中間コミット条項におけるコミット期間延長事由及び各取引日において複数のコミット期間延長事由が発生した場合の処理に関する事項は、全部コミット条項の場合と同様とします。但し、中間コミット条項における中間コミット期間の延長回数は、10回（10取引日）を上限とします。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<中間コミット条項の消滅>

第70回新株予約権に係る中間コミット期間中において、コミット期間延長事由が、10回を超えて発生した場合、当社が停止指定に係る通知を行った場合、又は当社が第70回新株予約権取得に係る通知を行った場合、第70回新株予約権に係る中間コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、中間コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は以下のとおり修正が行われます。

- (a) 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日後に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われます。かかる行使価額の修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額となります。なお、いずれかの修正日の直前取引日において、本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の行使価額は当該事由を勘案して調整されます。
- (b) 上記(a)にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、上記(a)に準じて行使価額は修正されます。
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記(a)及び(b)の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。

下限行使価額は、当初36円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

③ 制限超過行使条項

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等（取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に定義されます。）の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (d) 前号に従い本新株予約権が転売された場合、当社は当該転売先との間でも本③と同様の内容を約し、

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

当該転売先がさらに他の第三者に転売する場合も同様の内容を約するものとする。

④ 行使停止指定条項

当社は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、本新株予約権の行使期間の末日までの期間中、EVO FUNDが本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に対する通知により、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、本新株予約権の行使期間中の本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降のいずれかの期間とし、当社がEJSに対して停止指定を通知した日の3取引日後以降の日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。また、当社は、停止指定を行った場合でも、EJSに対し、通知することにより、停止指定を取り消すことができます。このように、資金ニーズや株価動向等を勘案した当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向及び希薄化の進展等を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能となります。当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、直ちにその旨をプレスリリースにて開示いたします。

⑤ 当社による本新株予約権の任意取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、取得日の2週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することによって（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を各本新株予約権の発行価額で取得することができます。

⑥ 当社による本新株予約権の取得義務

当社は、本新株予約権者（当社を除きます。）が2029年9月3日時点で保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で取得する義務を負います。

⑦ 本新株予約権の特徴

本新株予約権のような行使価額修正条項の付された新株予約権は、その修正がなされる際は、当該時点の株価を基準として、そこから一定のディスカウントがなされることが一般的ですが、本新株予約権においては、価格算定日における普通株式の普通取引の終値の100%とし、ディスカウントが行われない設計となっております。ディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。具体的には、上記のとおり価格算定日の終値からディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。なお、本新株予約権の割当日の翌取引日には本新株予約権の行使価額の修正は行われませんが、割当日から行使価額の修正の開始に1取引日空けることで、本新株予約権の割当を反映した株価による行使価額の修正が行われることとなり、当社としては投資家保護の観点から合理的と考えております。また、上記②及び④のようなスキームを採用することにより、仮に2026年9月3日の当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額の71円より大幅に上昇している場合、EVO FUNDは時価に比して割安な価格で本新株予約権を行使可能（かつ当社による2026年9月3日の行使停止指定は不可）となりますが、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、かかるスキームを採用しております（な

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

お、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、本買取契約においてもその旨を定めております。）。その他のメリット及びデメリットは下記「(3)本スキームの特徴」をご参照ください。

⑧ 当社による第71回新株予約権の行使開始指示

本買取契約において、第71回新株予約権について割当予定先は、当社が割当予定先に行使開始を指示（以下「行使開始指示」といいます。）した場合にのみ、行使開始指示が通知された日の翌取引日（当日を含みます。）以降の当社が指定した日（当日を含みます。）から行使を行うことができることを約します。

＜本ファシリティ契約の締結及び本社債の発行の概要＞

当社は、2026年9月3日に、割当予定先であるEVO FUNDと本ファシリティ契約を締結することを決定いたしました。また、同契約に基づき、同契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、2026年9月3日に以下に記載の「第2回無担保普通社債（私募債）の発行の概要」の内容にて本社債を発行し、同社債を含めて今後も発行価額総額最大5億円の無担保普通社債（私募債）を複数回に分けてEVO FUNDに対して発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本ファシリティ契約に基づき発行される社債（本社債を含み、以下「本無担保社債」といいます。）の未償還額が残存する限り、本無担保社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債の発行により、本新株予約権の全ての行使を待たずに一定の金額の資金調達が早期に可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、2026年9月3日に本社債を発行することを決議いたしました。

＜本ファシリティ契約の概要＞

(1) 契約の名称	無担保社債ファシリティ契約証書
(2) 契約締結日	2026年8月17日
(3) ファシリティ期間	2026年9月3日から2029年9月3日まで
(4) ファシリティ設定枠	最大500,000,000円 但し、各社債発行後において、本新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金額が本無担保社債の各社債の金額の整数倍以上となる場合、当該整数倍部分は当該社債と相殺するものとします。 なお、本ファシリティ契約に基づき社債の発行を当社が決定したとしても、社債権者は当該社債を引き受ける義務を負担しておりません。
(5) 各回号における社債の総額	最大100,000,000円
(6) 各社債の金額	各回号における社債の総額の50分の1を超える数で両当事者で合意した数
(7) 利率	年率0%
(8) 発行価額	各社債の金額100円につき金100円
(9) 償還価額	各社債の金額100円につき金100円
(10) 払込期日	2026年9月3日に初回の社債を発行する予定です。次回以降の社債については、直前に発行された社債が全て償還された日以後、EVO FUNDと協議のうえで発行する予定です。
(11) 償還期日	2029年9月3日
(12) 償還方法	満期一括償還

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	但し、各回号における本無担保社債の払込期日以降に本新株予約権の全部又は一部が行使された場合に、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の累計額から当該時点において当社が本但書に基づき繰上償還した本無担保社債の各社債の額面額の累計額を控除した金額が、本無担保社債の各社債の金額以上となった場合、当社は、当該金額のうち本無担保社債の各社債の金額の整数倍に相当する本無担保社債を、本新株予約権の当該行使に伴う金銭の払込みがされた日の3取引日後の日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
(13) ファシリティ終了事由	以下に掲げる事由が発生した場合、ファシリティ期間を終了し、本ファシリティ契約に基づく新規の社債発行はなされないものとします。 ・ 発行済の本無担保社債の発行総額の累計が 500,000,000 円に達した場合。 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止又は残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が通知された場合。 ・ 当社が消滅会社となる合併等一定の組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合、株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合、又は当該組織再編行為に係る計画を公表した場合。 ・ 当社の普通株式について公開買付けがなされ、公開買付けによって上場廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の普通株式を取得した場合。 ・ スクイーズアウト事由が生じた場合。 ・ 当社の株式が監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合。 ・ 当社及び社債権者の間で本契約を終了させる旨の書面による合意をした場合。 ・ 当社が本無担保社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。
(14) 期限の利益喪失事由	以下に掲げる事由が発生した場合、当社は、本無担保社債につき期限の利益を喪失するものとします。 ・ 本ファシリティ契約の違反が生じた場合。 ・ 当社が本無担保社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。 ・ 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない場合。 ・ 当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行った場合。 ・ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けた場合。 ・ 当社が下記（15）の規定に違背し、3取引日以内にその履行がなされない場合、社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。
(15) 早期償還事由	・ 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」とい

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行わず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	う。)の5営業日(「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本無担保社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。 ・ 本無担保社債の各発行日(当日を含む。)から起算して6か月が経過した日以降において、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が一度でも本新株予約権の下限行使価額以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本無担保社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができる。 ・ 当社が、当社の株式又は当社の株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社の株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の10取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本無担保社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができる。但し、当社が割当先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、本社債の払込期日時点において既に、開示書類(本新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその届出目論見書(これらの参照書類及び添付書類を含み、提出又は作成された場合は、有価証券届出書の訂正届出書及び目論見書の訂正事項分を含む。))及び適時開示書類並びに当社の直近の有価証券報告書及び当該有価証券報告書の提出以降に提出された半期報告書(提出された場合は、各報告書の訂正報告書を含む。))をいう。)において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合並びにその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではない。 ・ 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本無担保社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該組織再編行為に係る計画若しくは意向を公表した
--	---

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日以降で両者が合意する日において、残存する本無担保社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本無担保社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本無担保社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社が、本新株予約権の全部又は一部につき、当社と割当先の間で締結された本買取契約の定める停止指定を行った場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本無担保社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 ・ 当社が、本新株予約権の発行要項に基づき本新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本無担保社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
--	--

<第2回無担保普通社債（私募債）の発行の概要>

(1) 社 債 の 名 称	シンバイオ製薬株式会社第2回無担保普通社債
(2) 社 債 の 総 額	金 100,000,000 円
(3) 各 社 債 の 金 額	金 2,500,000 円の 1 種。本社債の口数は上記「社債の総額」を各社債の金額（2,500,000 円）で除して得られる数とし、本社債は、各社債の金額（2,500,000 円）未満の金額に分割することができない。
(4) 払 込 期 日	2026 年 9 月 3 日
(5) 償 還 期 日	2029 年 9 月 3 日
(6) 利 率	年率 0 %
(7) 遅 延 損 害 金	年利率 20% ※本社債について支払いを怠った場合又は期限の利益を喪失した場合
(8) 発 行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(9) 償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(10) 償 還 方 法	満期一括償還 但し、本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の払込期日以降の累計額から当該時点において当社が本但書に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した金額が、各社債の金額（2,500,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行わず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	数分の本社債を、本新株予約権の当該行使に伴う金銭の払込みがされた日の3取引日後の日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
(11) 期限の利益喪失事由	以下に掲げる事由が発生した場合、当社は、本社債につき期限の利益を喪失するものとします。 ・ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。 ・ 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない場合。 ・ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行った場合。 ・ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けた場合。 ・ 当社が下記（12）の規定に違背し、3取引日以内にその履行がなされない場合、社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。
(12) 早期償還事由	・ 当社は、繰上償還日の5営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。 ・ 2026 年9月3日（当日を含む。）から起算して6か月が経過した日以降において、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義する。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができる。 「基準金額」は 36 円とする。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行う。 ・ 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の10取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができる。但し、当社が社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、本社債の払込期日時点において既に、開示書類（本新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその届出目論見書（これらの参照書類及び添付書類を含み、提出又は作成された場合は、有価証券届出書の訂正届出書及び目論見書の訂正事項分を含む。）及び適時開示書類並びに当社の直近の有価証券報告書及び当該有価証券報告書の提出以降に提出された半期報告書（提出された場合は、各報告書の訂正報告書を含む。）をいう。）において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合並びにその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではない。 ・ 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該組織再編行為に係る計画若しくは意向を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社が、本新株予約権の全部又は一部につき、当社と割当先の間で締結された本買取契約の定める停止指定を行った場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 ・ 当社が、本新株予約権の発行要項に基づき本新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有す
--	---

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	る。
(11) 総 額 引 受 人	EVO FUND
(12) 資 金 使 途	主としてプリンシドホビルの開発資金（直接経費）に充当する。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していたところ、割当予定先から本新株予約権及び本社債の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、本社債によって早期に必要な資金の調達が一部確約されていることに加え、コミット条項の付与された第70回新株予約権を通じて当社が1年間で必要な資金を高い蓋然性をもって調達でき、また第71回新株予約権と組み合わせることで株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができると考えております。また、本スキームは当社の当面の資金需要を満たし、資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、本スキームの手法及びその条件は、中期的な経営目標の達成に向けて、財務の柔軟性を確保しながら安定的かつ強固な経営基盤を確立することに重点を置いている当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

本スキームは、修正日に行使価額が修正（1取引日毎に直前取引日終値の100%に修正）されるMSワラントと無担保社債の組み合わせですが、本新株予約権には下限行使価額が設定されています。本スキームは既存株主の権利の大規模な希薄化を伴い、また、設計上、株価に下落圧力がかかる可能性がございますが、当社株式の流動性の向上は、当社株主による当社株式の処分容易性の向上にもつながり、また、当社の状況に鑑みると、本資金調達は必要不可欠なものであるため、調達を実施しないことによる資金不足となるリスクを最も避けるべきであり、調達した資金を下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当することで、中長期的には既存株主様の利益に資するものであるものと考えております。なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

一方、第66回及び第67回新株予約権については、当社の株価が下限行使価額を下回ることもある状況となっており、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっております。そこで、第66回及び第67回新株予約権については、2026年8月31日時点で残存する新株予約権全て（本日時点における残存個数：220,510個）を取得する旨の譲渡契約を割当先であるEVO FUNDと締結し、当社が発行価額で取得後消却することとし、新たに本新株予約権を発行することといたしました。また、第58回新株予約権（現在の行使価額は84円となります。）については、残存する当該新株予約権の全部を取得及び消却したい意向を割当先であるCVI Investments, Inc.に伝達したところ同社と合意に至ったことから、本日時点で残存する新株予約権全て（本日時点における残存個数：20,000個）を取得する旨の譲渡契約を締結し、当社が発行価額で取得後消却することといたしました。なお、第58回新株予約権で想定していた資金使途は、全額自己資金で充当いたしました。

第58回、第66回及び第67回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<第 58 回、第 66 回及び第 67 回新株予約権の取得及び消却の内容>

(1) 取得及び消却する 新株予約権の名称	シンバイオ製薬株式会社第 58 回新株予約権 シンバイオ製薬株式会社第 66 回新株予約権 シンバイオ製薬株式会社第 67 回新株予約権
(2) 発行新株予約権総数	第 58 回新株予約権：20,000 個 (2,000,000 株) 第 66 回新株予約権：200,000 個 (20,000,000 株) 第 67 回新株予約権：100,000 個 (10,000,000 株)
(3) 本日現在までの 行使済新株予約権数	第 58 回新株予約権：0 個 (0 株) 第 66 回新株予約権：79,490 個 (7,949,000 株) 第 67 回新株予約権：0 個 (0 株)
(4) 取得及び消却する 新株予約権の数	2026 年 8 月 31 日時点において残存する第 66 回及び第 67 回新株予約権の 全て並びに本日時点において残存する第 58 回新株予約権の全て <参考：現時点における残存個数> 第 58 回新株予約権：20,000 個 (2,000,000 株) 第 66 回新株予約権：120,510 個 (12,051,000 株) 第 67 回新株予約権：100,000 個 (10,000,000 株)
(5) 取得価額	取得する第 58 回、第 66 回及び第 67 回新株予約権の数に 1 個当たり取得 価額を乗じた金額 <参考：現時点における残存個数を前提とした場合の取得価額総額> 取得価額総額：14,903,570 円 第 58 回新株予約権：総額 13,760,000 円 (1 個当たり 688 円) 第 66 回新株予約権：総額 843,570 円 (1 個当たり 7 円) 第 67 回新株予約権：総額 300,000 円 (1 個当たり 3 円)
(6) 取得日及び消却日	<第 58 回新株予約権> 取得日：2026 年 8 月 18 日 消却日：2026 年 9 月 1 日 (予定) <第 66 回新株予約権及び第 67 回新株予約権> 取得日：2026 年 8 月 31 日 消却日：2026 年 9 月 1 日 (予定)
(7) 消却後に残存する 新株予約権の数	0 個

(3)本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 即座の資金調達

本社債の発行により、当社は本社債の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となります。また、本社債は無担保であり、当社は下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

② ディスカウントなしでの株式発行

通常、行使価額修正条項付の新株予約権の場合、基準となる株価から、8～10%程度のディスカウントがなされた上で株式の交付が行われます。これに対し、本新株予約権は、修正日に、価格算定日におい

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

て取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額である修正後行使価額に修正されます。そのため、基準となる株価からのディスカウントがなく、株価からの乖離をなくすことにより、ディスカウントがなされた場合に比べ株価への影響も軽減され、既存株主の皆様に配慮した設計となっております。

③ 株価への影響の軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

④ 今後の資金調達プランの見通し

通常、新株予約権は近い将来に必要な資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、約3年間に渡る資金調達プランが定められており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

⑤ 資本政策の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合等、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

⑥ 資金調達コストの削減

2種類の新株予約権の発行を一度に行うことで、複数回の決議・発行の手続を経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

⑦ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計96,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑧ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑨ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している96,000,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑩ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に際し、当社取締役会の決議による当社の事前の書面による承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前の書面による承認がない限り、割当予定先から第三者へ本新株予約権が譲渡されることはありません。

⑪ 時期に応じた資金調達

本新株予約権のうち第70回新株予約権には行使コミット条項が付されており、全部コミットに加え、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> ①第70回新株予約権における行使コミット条項 <中間コミット条項>」に記載の中間コミットもなされており、全部コミットによるまとまった資金調達と、中間コミットによる早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

また、本スキームは、修正日に行使価額が修正（1取引日毎に直前取引日終値の100%に修正）されるMSワラント及び無担保社債の組み合わせであるため、本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計96,000,000株（議決権数960,000個）であり、2026年6月30日現在の当社発行済株式総数76,434,210株（議決権数759,991個）を分母とする希薄化率は125.60%（議決権ベースの希薄化率は126.32%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は原則として約3年間にわたって段階的に行使される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。したがって、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当先

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では長期保有を目的とする適当な割当先が見つかっておりません。そのため、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 行使価額が固定された転換社債（CB）

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があります。また、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、また当社は希薄化の時期・程度をコントロールできません。一方、本スキームでは、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、原則として、一定期間内に第70回新株予約権の行使を行うことが割当予定先に義務付けられているため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、CBよりも本スキームが適当であると判断いたしました。

③ 新株予約権付社債（MSCB含む。）

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が希薄化による株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、新株予約権証券の上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥ 借入・社債のみによる資金調達

金融機関からの借入・社債のみによる資金調達については、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性が低下するため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

なお、本資金調達により発行される本新株予約権の目的である株式 96,000,000 株に係る議決権の数は

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

960,000 個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大 55.81%を保有し得ることとなり、会社法第 244 条の 2 第 1 項に定める特定引受人に該当いたします。下記は、同項及び会社法施行規則第 55 条の 2 に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

EVO FUND

c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

960,000 個

(c) (b) の交付株式に係る最も多い議決権の数

960,000 個

(d) (b) に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2026 年 6 月 30 日の総議決権数 759,991 個を基準とした場合、1,719,991 個になります。

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本資金調達が行われ、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与え得ることとなりますが、本資金調達が、当社の事業価値を向上させるべく、2019 年 9 月にグローバルライセンスを取得したプリンシドホビルの造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を対象としたグローバル第Ⅲ相臨床試験等の開発資金を資本性資金により早期に確保することを目的とするものであり、また、割当予定先は、経営関与を目的としておらず、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、順次売却していく予定であることから、やむを得ないと判断しております。

(f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査等委員会の意見

当社監査等委員会は、本資金調達が、プリンシドホビルの開発資金を資本性資金により早期に確保することを目的とするものであり、また、割当予定先は、経営関与を目的としておらず、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、順次売却していく予定であることから、やむを得ないと認められる旨の意見を書面で表明しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	6,818,880,000円
本新株予約権の払込金額の総額	2,880,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	6,816,000,000円
発行諸費用の概算額	50,000,000円
差引手取概算額	6,768,880,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第70回新株予約権1,920,000円、第71回新株予約権960,000円、合計2,880,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（第70回新株予約権3,408,000,000円、第71回新株予約権3,408,000,000円、合計6,816,000,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の総額を合算した金額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用等・届出書データ作成料、法務局登記費用、その他諸費用（司法書士費用・信用調査費用等）の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計 6,768 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① 本無担保社債の償還	500	2026 年 9 月～2028 年 3 月
② ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）	4,554	2026 年 9 月～2028 年 3 月
③ ブリンシドホビルの開発資金（間接経費）	1,714	2026 年 9 月～2028 年 3 月
合 計	6,768	

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまで、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

2. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として12か月以内に全ての第70回新株予約権を、そのうち6か月以内に240,000個を行使することをコミットしております。かかるコミットのうち、全部コミットは第70回新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が、20回を超えて発生した場合、当社が停止指定に係る通知を行った場合又は当社が第70回新株予約権取得に係る通知を行った場合にそれぞれ消滅し、中間コミットは当該事由に伴う中間コミット期間の延長が、10回を超えて発生した場合、当社が停止指定に係る通知を行った場合又は当社が第70回新株予約権取得に係る通知を行った場合に、それぞれ消滅するものとされております。かかる点と、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。
3. 調達資金は①から③の各資金使途の支出予定時期において、①から順に優先して充当する予定です。なお、①については、本ファシリティ契約に基づきファシリティ設定枠の最大5億円の社債が発行された場合の償還額を記載しておりますが、本ファシリティ契約では、本社債以降の社債については、直前に発行された社債が全て償還された日以後、EVO FUNDと協議のうえで発行する予定であり、本社債以降の社債が発行されない場合には想定通りの使途に充当されない可能性もあります。

各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 本無担保社債の償還

本新株予約権の行使によって調達する資金により、本無担保社債 500 百万円を償還いたします。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行わず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

② ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）

開発資金の内訳は、2019年9月に新規導入した注射剤ブリンシドホビル（IV BCV）の開発資金のうち、直接経費として、造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を適応症とする開発のグローバル第Ⅲ相臨床試験の実施（約4,828百万、終了予定時期2028年3月）及び米国国立衛生研究所（NIH）のNIH臨床センターで実施しております進行性多巣性白質脳症（PML）を対象とした第Ⅱ相臨床試験実施等に対する支出のうち当社負担分（約227百万、終了予定時期2028年3月）を見込んでおります。前者の臨床試験は米国のグローバルな医薬品開発業務受託機関に委託しております。その内訳は、医薬品開発業務受託機関への委託費用が約8割、それ以外は検査機関への委託費用等です。このうち、2026年9月から2028年3月までの支出4,554百万円は本新株予約権の行使により調達する資金を充当いたします。

IV BCV の臨床試験計画（2026年6月30日現在）

	2025	2026	2027	2028	2029	2030
造血幹細胞移植後 アデノウイルス感染症		グローバル第Ⅲ相臨床試験			承認申請	承認
進行性多巣性白質脳症 (PML)		第Ⅱ相臨床試験				

③ ブリンシドホビルの開発資金（間接経費）

注射剤ブリンシドホビル（IV BCV）の開発が複数の適応症で進展することに伴う人件費及び米国子会社 SPU 現地人員の補充及び補強により機能を強化しており（2026年6月末正社員6名）、今後も開発組織強化のため間接経費としての支出（約19億円）を見込んでおります。このうち、2026年9月から2028年3月までの支出1,714百万円は本新株予約権の行使により調達する資金を充当いたします。

なお、本無担保社債の発行によって調達する資金の額は、最大5億円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

（本無担保社債の発行による調達資金）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）	500	2026年9月～2028年3月
合 計	500	

（注） 上記で記載しております本無担保社債の発行によって調達する資金の額は、ファシリティ設定枠の最大5億円を記載しております。但し、本ファシリティ契約では、本社債以降の社債については、直前に発行された社債が全て償還された日以後、EVO FUND と協議のうえで発行する予定であり、本社債以降の社債が発行されない場合には、本無担保社債による当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）

開発資金の内訳は、2019年9月に新規導入した注射剤ブリンシドホビル（IV BCV）の開発資金のうち、直接経費として、造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を適応症とする開発のグローバル第Ⅲ相臨床試験

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の実施（約 4,828 百万）を見込んでおります。臨床試験は米国のグローバルな医薬品開発業務受託機関に委託しております。その内訳は、医薬品開発業務受託機関への委託費用が約 8 割、それ以外は検査機関への委託費用等です。このうち、2026 年 9 月から 2028 年 3 月までの支出 500 百万円は本無担保社債の発行により調達する資金を充当いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による資金調達は、2028 年度新薬承認申請に向けて、臨床試験を始めとする BCV の開発を着実に実行すべく、その約 3 年間に必要な資金を確保するため、割当予定先との戦略的財務パートナーシップに基づき、今後の資金調達をあらかじめプログラムとして設計しているものです。上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当により調達する資金によってプリンシドホビルの開発を推進し、いち早く上市することは、当社の企業価値向上及び株主の株式価値向上に大きく貢献するものと考えられ、既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表者：山本 顕三）に依頼しました。

当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026 年 8 月 14 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（71 円）、予定配当額（0 円／株）、無リスク利率（1.9%）、ボラティリティ（63.0%）及び市場出来高、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間にわたり一定数量の第 70 回新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点における第 70 回新株予約権 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 4 円、第 71 回新株予約権 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 2 円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、2026 年 8 月 14 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である 71 円としました。その後の行使価額も、修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会（全員が社外取締役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

重大な事実は認められないという趣旨の意見表明を受けております。

- ・ 株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・ 本新株予約権の払込金額の算定に当たり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、本新株予約権の評価額は適正かつ妥当な価額と考えられること
- ・ 独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること
- ・ 第三者委員会より、本新株予約権の第三者割当について、必要性及び相当性がそれぞれ認められる旨の意見を得ていること

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 96,000,000 株（議決権数 960,000 個）は、2026 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 76,434,210 株（議決権数 759,991 個）を分母とする希薄化率としては 125.60%（議決権ベースの希薄化率は 126.32%）に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、各新株予約権当たりの発行数はそれぞれ 48,000,000 株（議決権ベースの希薄化率はそれぞれ 63.16%）となる予定であり、原則として第 70 回新株予約権については約 1 年にわたって段階的に行使される一方、第 71 回新株予約権については、当社が、割当予定先に行使開始指示をした場合にのみ行使開始できるとしており、第 70 回新株予約権による資金調達の実績次第では、その後の行使を一切行わないことも可能な補完的な位置づけとなっております。従って、新株発行による希薄化も最初の約 1 年間は段階的に生じ、かつその実績次第では次年度以降は大幅に減少する可能性がある設計となっております。すなわち、本新株予約権の発行時に合計 960,000 個の新株予約権が行使され、同時に 96,000,000 株の新株が一度に発行されるものではなく、かつ、原則として全部コミット期間中に行使を予定している第 70 回新株予約権の行使による 48,000,000 株の新株発行による希薄化率は約 63%であり、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。つまり、新株予約権を資金調達的手段とすることに加え、一部の行使開始の有無を選択できるものとするにより、段階的に資金調達を行えるとともに、必要な資金が調達された際には、それ以降の行使は実施せず、希薄化を最小限度にとどめるという株主の利益のバランスをとったうえで、同時に、その資金をプリンシパルの開発に充当することにより、当該開発を確実に推進いたします。特に承認申請を控えた最終ステージにおいては、予定通り進捗している臨床試験を途中で中断することは、それまでに投資された資金の回収を難しくする可能性が高くなるため、2028 年度第一四半期までの全臨床試験の期間に必要な資金を全額調達し、承認申請を確かなものにすることが、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る最も合理的な方法であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。加えて、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を随時市場で売却することを予定しておりますので、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されますが、それと同時に、当該売却により新株が市場へ流入することも想定されます。これにより、より多くの投資家に対して当社株式に投資する機会をもたらすことが可能となり、市場での当社株式の流動性のさらなる向上、ひいては当社株価への貢献も期待できます。当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 4,389,328 株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性も有しております。加えて、当社の今後 3 年間の事業運営を行う上で必要となる資金

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合等、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の取得・消却が可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。したがって、本新株予約権の発行は大規模ではありますが、既存株主の皆さまへの希薄化の影響を上回るメリットを、将来的に既存株主の皆様に享受いただけるものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

さらに、本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、「10. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006 年 12 月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約225.3百万米ドル (2026年 3 月31日現在)	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Tiger Holdings Ltd. (Tiger Holdings Ltd. の議決権 は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有)	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	12 億 1,905 万 8,875 円
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間 の 関 係	当社は割当予定先に対し 2025 年 8 月 12 日に 第 65 回、第 66 回及び第 67 回新株予約権を 割り当てており、2026 年 8 月 14 日現在その うち 220,510 個が残存しておりますが、上記 「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のと おり、2026 年 8 月 31 日付で、同日時点で残 存する第 66 回及び第 67 回新株予約権を全て 取得し、2026 年 9 月 1 日付で消却する予定 です。その他、当社と当該ファンドとの間 には、記載すべき関係はありません。
	当社と当該ファンド代表 者 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年 8 月14日現在におけるものです。

※当社は、EJS により紹介された割当予定先並びに間接にその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であ

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

る株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介）に割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月27日において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、2025年8月に発行した第65回乃至第67回新株予約権による資金調達を進め、2026年2月に第65回新株予約権の行使が完了しましたが、その後、当社の株価が当初の想定を下回る水準で推移し、また2026年5月に入り当社株価が第66回及び第67回新株予約権の下限行使価額である84円近辺の水準まで推移したことにより、新株予約権行使がなされず資金調達が進まない状態に陥っており、当社事業運営に必要な資金調達手法について、検討してまいりました。

そのような中で、当社よりEJSに2026年5月に相談したところ、同社から第66回及び第67回新株予約権の取得・消却及び本新株予約権による資金調達に関する提案を同月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株式ではなく、新株予約権を発行することから株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、上記の第66回及び第67回新株予約権の行使が進まない状況を解消でき、かつ、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

また過去にEVO FUNDとの間で、2018年4月に第45回乃至第47回新株予約権（行使価額修正条項付コミット・イシュー・プログラム）及び無担保融資ファシリティ契約を締結し、2023年10月6日付包括的株式発行プログラム設定契約を締結し、同契約により設定された株式発行プログラムに基づきEVO FUNDを割当先とする新株を複数回発行し、2025年7月22日に第65回乃至第67回新株予約権（行使価額修正条項付コミット・イシュー・プログラム）及び第1回無担保普通社債の買取契約を締結する等、EVO FUNDは、過去に複数回にわたって当社の割当先として割当てを受けた実績があり、行使等による払込みは累計で約145億円にのぼります。

割当予定先は、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権を行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。割当予定先に、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおりません。

割当予定先の関係会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注） 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- (ア) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。
- (イ) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (ウ) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (エ) 前号に従い本新株予約権が転売された場合、当社は当該転売先との間でも上記各号と同様の内容を約し、当該転売先がさらに他の第三者に転売する場合も同様の内容を約するものとする。

さらに、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。また、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の2026年4月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、当社株主であり、かつ当社代表取締役社長兼CEOである吉田文紀氏と株券貸借契約を締結する予定です（貸借株数：4,534,000株、貸株期間：2026年8月17日～2029年9月10日、貸株利率：0.0%、担保：無し）。

8. 大株主及び持株比率

株主名	割当前の持株比率 (%)
楽天証券株式会社共有口	2.75

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

吉田 文紀	2. 30
林 ラヒム	1. 31
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1. 06
野村證券株式会社	0. 86
長壁 紀夫	0. 80
原田 始	0. 72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510643 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	0. 67
木下 みどり	0. 65
竹田 和重	0. 39

- (注) 1. 割当前の「持株比率」は、2026年6月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、2028年度新薬承認申請に向けて、臨床試験をはじめとするBCVの開発を着実に実行し、その達成は事業を再度黒字化することにつながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、本第三者割当による資金調達について、最大発行株式数が固定されており、迅速に純資産を充実させ安定した財務基盤を確保しつつ、今後の事業成長のために必要な投資機会に対応できる機動的な本第三者割当による資金調達を実施する必要があること、さらに、最大発行株式数が固定されており、本新株予約権に関しては、原則約3年間にわたって段階的に行使される予定であることから、希薄化が一度に生じることがなく、既存株主に対する希薄化の規模の影響が限定的であることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士のカドワラ・ロヴェルズ・カドワラ（カドワラ・ロヴェルズ・カドワラ法律事務所外国法共同事業）及び弁護士の高橋明人氏（高橋・片山法律事務所）並びに当社前社外取締役である野村博氏及び当社社外取締役（常勤監査

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

等委員)である下村恒一氏の4名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年8月14日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1 結論

本件第三者割当の必要性及び相当性のそれぞれについて、認められるものと考えます。

2 理由

(1) 必要性

貴社の説明によれば、ブリンシドホビルを開発するために合計6,769百万円の資金を調達することが必要とのことです。貴社は、2019年9月、ブリンシドホビルのグローバルライセンスを取得し、米国で実施した造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を対象とした第Ⅱ相臨床試験において、注射剤ブリンシドホビルの抗ウイルス活性に関するPOC(Proof of Concept)を確立しました。その試験結果に基づいて、グローバル第Ⅲ相臨床試験を開始し、欧州、米国、英国等において80施設で180症例の患者登録を予定しており、2028年下半期に欧州における新薬承認申請を目指しているとのことです。さらにはブリンシドホビルのJCウイルス抑制効果に着目して、JCウイルスが脳に重篤な進行性多巣性白質脳症(PML)という脱髄疾患を引き起こすことが知られていることを踏まえ、2026年2月より、米国国立衛生研究所(NIH)主導でPMLに対する第Ⅱ相臨床試験をNIH臨床センターで実施しているとのことです。これらの臨床試験をはじめとするブリンシドホビルの開発を着実に実行すべく、2028年3月までの間に合計6,769百万円の資金が必要とのことです。具体的には、当該開発のための直接経費として、アデノウイルス感染症を適応症とする開発のグローバル第Ⅲ相臨床試験の実施のために約4,828百万円が必要であり、米国国立衛生研究所(NIH)のNIH臨床センターで実施している進行性多巣性白質脳症(PML)を対象とした第Ⅱ相臨床試験実施等のための支出のうち当社負担分として約227百万円が必要とのことです。それに加えて、間接経費として、開発に伴う人件費及び米国子会社SPU現地人員の補充及び補強により機能強化のために2028年3月までの支出として1,714百万円が必要となるとのことです。

資金調達の必要性に関する貴社の説明について、当委員会として、特に不合理な点はなく、資金調達の必要性が認められると考えます。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社によれば、他の資金調達手段として以下のとおり検討し、本件第三者割当と比べて以下のとおりの難点があるとの結論に至ったとのことです。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性の観点から望ましくない。さらに、現時点での貴社の業績動向や財務状況等に照らした場合に、普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難である。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行わず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資は近年において実施された事例が乏しく、割当先である既存投資家の参加率が非常に不透明であって必要資金を調達できない可能性が高い。また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できない。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。また、現時点では長期保有を目的とする適当な割当先が見つかっていない。

② 行使価額が固定された転換社債 (CB)

CBは、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり、貴社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性がある。また、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、また貴社は希薄化の時期・程度をコントロールできない。

③ 新株予約権付社債 (MSCB含む。)

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (いわゆるMSCB) について、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、希薄化による株主への影響を無視できない。

④ 行使価額が固定された新株予約権

株価上昇時にその上昇メリットを貴社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる。また、貴社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しい。

⑤ 新株予約権無償割当による増資 (ライツ・イシュー)

コミットメント型ライツ・イシューは国内で実施された実績が少ない。ノンコミットメント型ライツ・イシューは、貴社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、新株予約権証券の上場基準を満たさないため、実施できない。

⑥ 借入・社債のみによる資金調達

利払い負担や返済負担が生じるとともに、貴社の財務健全性が低下する。

貴社は、上記①乃至⑥のとおり検討したことに加え、本件第三者割当について、株主における希薄化という不利益に配慮しつつ、資金調達の確実性も担保できると評価したとのことであり、当委員会としては、そのような検討過程について極めて合理的であると考えます。したがって、他の資金調達手段との比較という観点において相当性が認められると考えます。

(イ) 割当先について

当委員会は、外部の調査機関 (株式会社 JP リサーチ&コンサルティング) が作成した報告書 (2026 年 7 月 27 日付) に基づき、割当先の相当性を検討しました。同報告書は、割当先に関する最近の報道などネガティブ情報を含んでおりますが、割当先の相当性を否定する程度の問題はないことを確認しました。割当先における資金の十分性も文書により確認し、割当先における十分な投資実績と貴社に対する投資実績も併せて考慮して、当委員会は、割当先の相当性について問題がないと考えます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(ウ) 発行条件について

発行価額の相当性に関して、当委員会は、外部の評価機関（株式会社赤坂国際会計）の作成にかかる評価報告書に基づき、同評価機関の評価担当者に対する質疑応答を行いました。その結果、評価の過程において、実務的に一般的ではない手法が使われていないこと、同評価機関以外の第三者の影響を受ける余地（恣意性）がないことを確認しました。そして、貴社に対して、評価額と同額で発行価額が決定される旨を確認し、評価額の決定において問題がない以上、発行価額も相当と考えます。また発行価額以外の発行条件について、割当先との契約交渉の過程について着目し、当該交渉において貴社の代理人弁護士が十分に関与しており、同代理人弁護士から特に懸念が指摘されていないことを確認しました。

当委員会は、発行価額その他の発行条件の相当性に問題はないと考えます。

(エ) 希薄化について

最後に本件第三者割当において、希薄化という既存株主の不利益を上回るメリットはあるのかについて検討しました。この点、本件第三者割当で調達した資金はプリンシドホビルの開発のために用いられるところ、プリンシドホビルは貴社のパイプラインの中でも特に有望であり、実際、アデノウイルス感染症に関してはグローバル第Ⅲ相臨床試験を開始していること、欧州、米国、英国等において 80 施設で 180 症例の患者登録を予定していること、2028 年下半年に欧州における新薬承認申請の可能性が高いことを踏まえますと、本件第三者割当による資金調達は、貴社の企業価値向上に資するものであり、既存株主が被る希薄化という不利益を上回るものと考えます。したがって、当委員会としては、この観点からも、本件第三者割当の相当性が認められると考えます。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
売上高（千円）	5,589,708	2,452,912	1,307,648
営業利益又は営業損失（△）（千円）	△811,668	△3,876,971	△4,440,687
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△736,130	△3,689,435	△4,647,882
親会社株主に帰属する当期純利益又は 当期純損失（△）（千円）	△1,962,817	△3,833,480	△4,776,194
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり 当期純損失（△）（円）	△49.19	△85.00	△95.12
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産額（円）	164.32	84.66	15.54

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026 年 6 月 30 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	76,434,210 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	34,859,092（9,396,192）株	45.61（12.29）%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストックオプション制度に係る潜在株式数、第58回新株予約権、第66回新株予約権、第67回新株予約権、第4回新株予約権付社債、第5回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債に係る潜在株式数であります。また、括弧内は取得及び消却を予定している第58回新株予約権、第66回新株予約権及び第67回新株予約権の潜在株式数を除いた数値です。

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
始 値	645 円	248 円	198 円
高 値	681 円	475 円	215 円
安 値	223 円	146 円	87 円
終 値	247 円	199 円	90 円

(注) 各株価は、東京証券取引所におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2026 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	160 円	114 円	91 円	78 円	70 円	68 円
高 値	160 円	116 円	94 円	79 円	92 円	73 円
安 値	105 円	91 円	75 円	66 円	65 円	66 円
終 値	112 円	92 円	78 円	69 円	69 円	71 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所におけるものであります。

2. 2026年8月の株価については、2026年8月14日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 8 月 14 日
始 値	71 円
高 値	73 円
安 値	70 円
終 値	71 円

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づく第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	第1回割当：2023年11月10日
	第2回割当：2023年12月20日
	第3回割当：2024年2月7日
	第4回割当：2024年3月18日
	第5回割当：2024年4月19日
調 達 資 金 の 額	第1回割当：379,200,000円（差引手取額：354,800,000円）
	第2回割当：313,200,000円
	第3回割当：276,000,000円
	第4回割当：256,500,000円
	第5回割当：196,350,000円
発 行 価 額	第1回割当：316円
	第2回割当：261円
	第3回割当：230円
	第4回割当：190円
	第5回割当：187円
募 集 時 に お け る 募 発 行 株 式 数	第1回割当：39,874,106株
	第2回割当：41,078,081株
	第3回割当：42,280,806株
	第4回割当：43,486,256株
	第5回割当：44,845,981株
当 該 募 集 に よ る 募 発 行 株 式 数	第1回割当：1,200,000株
	第2回割当：1,200,000株
	第3回割当：1,200,000株
	第4回割当：1,350,000株
	第5回割当：1,050,000株
募 集 後 に お け る 募 発 行 済 株 式 総 数	第1回割当：41,074,106株
	第2回割当：42,278,081株
	第3回割当：43,480,806株
	第4回割当：44,836,256株
	第5回割当：45,895,981株
割 当 先	EVO FUND
	包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づく第1回～第5回割当までの総額
発 行 時 に お け る 募 発 行 初 の 資 金 使 途	① 抗ウイルス薬プリンシドホビルの開発資金（直接経費）（658百万円）
	② （同上 間接経費）（742百万円）
	③ 長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資（783百万円）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2023年10月～2024年6月
	② 2023年10月～2024年6月

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	③ 2023年10月～2024年6月
	第1回割当：
	① 抗ウイルス薬プリンシドホビルの開発資金（直接経費）（354百万円）
	第2回割当：
	① 抗ウイルス薬プリンシドホビルの開発資金（直接経費）（279百万円）
	② （同上 間接経費）（34百万円）
	第3回割当：
現 時 点 に お け る	② 抗ウイルス薬プリンシドホビルの開発資金（間接経費）（276百万円）
充 当 状 況	
	第4回割当：
	② 抗ウイルス薬プリンシドホビルの開発資金（間接経費）（257百万円）
	第5回割当：
	② 抗ウイルス薬プリンシドホビルの開発資金（間接経費）（175百万円）
	③ 長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資（21百万円）

・新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

	第4回新株予約権付社債：2025年1月10日
払 込 期 日	第5回新株予約権付社債：2025年2月5日
	第7回新株予約権付社債：2025年4月11日
	第4回新株予約権付社債：600,000,000円
調 達 資 金 の 額	第5回新株予約権付社債：600,000,000円
	第7回新株予約権付社債：600,000,000円
	第4回新株予約権付社債：182.7円（調整後転換価額179.9円）
転 換 価 額	第5回新株予約権付社債：171円（調整後転換価額168.3円）
（2025年8月12日付調整後を併記）	第7回新株予約権付社債：157.5円（調整後転換価額155.0円）
募 集 時 に お け る	45,928,856株（2024年12月24日時点）
発 行 済 株 式 数	
割 当 先	Cantor Fitzgerald Europe
当 該 募 集 に よ る	第4回新株予約権付社債：3,284,072株
潜 在 株 式 数	第5回新株予約権付社債：3,508,771株
（2025年8月12日付調整前）	第7回新株予約権付社債：3,809,523株
	転換済株式数
	第4回新株予約権付社債：
現 時 点 に お け る	821,018株（残高 450,000,000円、転換価額179.9円）
転 換 状 況	第5回新株予約権付社債：
	2,046,781株（残高 250,000,000円、転換価額168.3円）
	第7回新株予約権付社債：

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3,225,805株（残高 100,000,000円、転換価額155.0円）
 新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第4回乃至第7回新株予約権付社債の総額

発行時における
 当初の資金使途（※） ① 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）
 （1,300百万円）

② 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（間接経費）
 （1,000百万円）

発行時における ① 2025年1月～2025年10月

支出予定時期（※） ② 2025年1月～2025年10月

第4回新株予約権付社債：

① 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）
 （390百万円）

② 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（間接経費）
 （210百万円）

第5回新株予約権付社債：

現時点における
 充 当 状 況 ① 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）
 （323百万円）

② 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（間接経費）
 （177百万円）

第7回新株予約権付社債：

① 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（直接経費）
 （329百万円）

② 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（間接経費）
 （271百万円）

※2025年2月20日付で、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行により調達する資金の額を変更しており、変更後の調達する資金の額は以下のとおりです（また、変更箇所には下線を付しております。）。なお、当初予定していた資金調達額からの減額分6億円については、内部資金、パートナーによる支出又は必要に応じたエクイティファイナンスの実施により補填することを検討しております。詳細につきましては、2025年2月20日付の「新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行の中止及び資金使途等の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

資 金 使 途	新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第4回、第5回及び第7回新株予約権付社債の総額 ① 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（直接経費） （ <u>960</u> 百万円） ② 抗ウイルス薬ブリンシドホビルの開発資金（間接経費） （ <u>740</u> 百万円）
---------	--

・EVO FUND を割当先とする第三者割当による第65回乃至第67回新株予約権の発行

割 当 日	2025年8月12日
発 行 新 株 予 約 権 数	500,000 個 第65回新株予約権：200,000 個

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	第 66 回新株予約権：200,000 個 第 67 回新株予約権：100,000 個
発 行 価 額	総額 3,300,000 円 第 65 回新株予約権 1 個当たり 8 円 第 66 回新株予約権 1 個当たり 7 円 第 67 回新株予約権 1 個当たり 3 円
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	8,353,300,000 円
割 当 先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	48,830,030 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	50,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 65 回新株予約権：20,000,000 株 第 66 回新株予約権：20,000,000 株 第 67 回新株予約権：10,000,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済新株予約権数：279,490 個 (残新株予約権数 220,510 個) 第 65 回新株予約権 200,000 個 第 66 回新株予約権 79,490 個 第 67 回新株予約権 0 個
現時点における調達した資金の額 (差 引 手 取 概 算 額)	2,753,056,000 円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (※)	① 無担保普通社債の償還 (1,300百万円) ② ブリンシドホビルの開発資金 (直接経費) (5,442百万円) ③ ブリンシドホビルの開発資金 (間接経費) (1,611百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期 (※)	① 2025年 8 月～2025年12月 ② 2026年 3 月～2028年 3 月 ③ 2026年 3 月～2028年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	第65回新株予約権： ① 無担保普通社債の償還 (1,008百万円) ② ブリンシドホビルの開発資金 (直接経費) (788百万円) ③ ブリンシドホビルの開発資金 (間接経費) (236百万円) 第66回新株予約権： ① 無担保普通社債の償還 (227百万円) ② ブリンシドホビルの開発資金 (直接経費) (380百万円)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	③ プリンシドホビルの開発資金（間接経費） （114百万円） 第67回新株予約権： ① 無担保普通社債の償還 （0百万円） ② プリンシドホビルの開発資金（直接経費） （0百万円） ③ プリンシドホビルの開発資金（間接経費） （0百万円）
--	---

※2026年3月23日付で、EVO FUNDを割当先として発行した第65回乃至第67回新株予約権による調達資金の資金使途の金額及び支出予定時期を変更しており、変更後の資金使途の金額及び支出予定時期は以下のとおりです（また、変更箇所には下線を付しております。）。詳細につきましては、2026年3月23日付の「第三者割当により発行された第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換状況及び第1回無担保普通社債の繰上償還状況並びに第65回乃至第67回新株予約権による調達資金の支出予定時期変更に関するお知らせ」をご参照ください。

資 金 使 途	① 無担保普通社債の償還（ <u>1,235</u> 百万円） ② プリンシドホビルの開発資金（直接経費）（5,442百万円） ③ プリンシドホビルの開発資金（間接経費）（ <u>1,676</u> 百万円）
支 出 予 定 時 期	① 2025年8月～ <u>2026年10月</u> ② 2026年3月～2028年3月 ③ 2026年3月～2028年3月

（注）上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、2026年8月31日付で当該時点で残存する第66回及び第67回新株予約権全て（本日時点における残存個数：220,510個）を取得し、同年9月1日付で消却いたします。

12. 発行要項

別紙参照

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

**シンバイオ製薬株式会社第 70 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 シンバイオ製薬株式会社第 70 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,920,000 円
3. 申込期日 2026 年 9 月 2 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 9 月 2 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO
FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 48,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株
(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 480,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 4 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、71 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の 2 取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)後(当日を含む。)に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日(以下、「価格算定日」という。))において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、当該価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定日に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下、「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び②当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、本項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年8月17日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。）（以下、「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。
- (4) 「下限行使価額」は、当初36円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を発行する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第71回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026 年 9 月 3 日から 2029 年 9 月 3 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から 1 ヶ月を経過した日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の 2 週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ通知することにより(但し、通知が当該日の 16 時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法によ

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

り行うものとする。

(2) 当社は、2029 年 9 月 3 日に、本新株予約権 1 個当たり 4 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役兼 CEO に一任する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

**シンバイオ製菓株式会社第 71 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 シンバイオ製菓株式会社第 71 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 960,000 円
3. 申込期日 2026 年 9 月 2 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 9 月 2 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO
FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 48,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株
(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 480,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 2 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、71 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の 2 取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)後(当日を含む。)に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日(以下、「価格算定日」という。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、当該価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定日に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

該事由を勘案して調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下、「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び②当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、本項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年8月17日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。）（以下、「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。
- (4) 「下限行使価額」は、当初36円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を発行する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行わず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

る払込金額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第70回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年9月3日から2029年9月3日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ通知することにより（但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2029年9月3日に、本新株予約権1個当たり2円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所へ行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所へ行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役兼 CEO に一任する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通社債および新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における普通社債および新株予約権についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は普通社債および新株予約権について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。